

一宮監公表第6号

平成30年 2月28日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 則竹安郎

一宮市監査委員 竹山聡

まちづくり部及び建設部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、まちづくり部及び建設部の監査を、都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

まちづくり部の定期監査及び行政監査結果報告

1 監査対象

まちづくり部（都市計画課、公園緑地課、公共建築課、住宅政策課）の財務事務及び行政事務の状況並びに施設の管理状況

（監査対象の期間は、平成29年4月1日から平成29年10月31日まで）

2 監査場所

監査事務局及び関係各課

3 実施年月日

平成29年12月18日から平成30年2月23日まで

4 監査方法

（1）書類の審査

（2）資料に基づく説明の聴取

5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成29年4月1日から平成29年10月31日までの間における財務事務及び行政事務の状況並びに施設、備品の維持管理について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、まちづくり部長、参事、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、施設及び備品の管理についてもおおむね良好になされていた。一部で見受けられた留意事項については、各課について記述する中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下各課について記述する。

組織及び事務分掌は、平成29年10月31日現在のものを掲載した。

予算執行状況の表からは、給料・職員手当等・共済費は除外した。ただし、臨時職員に係る共済費は計上した。

◎ 都市計画課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名 ・ 主 監 1 名	都市計画・庶務グループ 8名	○部の予算執行及び経理に関する事務 ○都市計画に関する事務
	専任課長 2名	○都市景観に関する事務
	課長補佐 1名	○都市計画審議会に関する事務
	主 査 3名	○駐車場関連法令に関する事務
	技 師 1名	○市施行土地区画整理事業の監理並びに換地及び登記に関する事務
	技 手 1名	
	区画整理グループ 6名	○市施行土地区画整理事業の物件移転補償に関する事務
	専任課長 1名	○土地区画整理事業区域内における建築行為等の許可に関する事務
	課長補佐 1名	○保留地処分に関する事務
	主 査 1名	○清算金の徴収及び交付に関する事務
	技 師 1名	○土地区画整理審議会に関する事務
	技 手 1名	○住居表示の実施に関する事務
	嘱 託 1名	○住居表示審議会に関する事務
まちづくり事業推進グループ 4名	○土地区画整理事業の計画に関する事務	
専任課長 1名	○組合等が行う土地区画整理事業施行全般の技術指導に関する事務	
課長補佐 1名	○組合等が行う土地区画整理事業の許認可等に関する事務	
主 任 2名	○市街地再開発事業等の誘導計画及び事業推進に関する事務	
	○組合等が行う市街地再開発事業等に関する許認可の事務	
	○市街地再開発事業及び促進区域内における建築行為等の許可に関する事務	
	○駅周辺及びインター周辺整備に関する事務	
	○主管及び受託工事の施行に関する事務	
計	23名 (まちづくり部長・参事、次長1名を含む)	

2 予算執行状況

歳 入

区分 科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
12・2・6 土木手数料	円 1,000	円 14,000	円 14,000	円 0	円 0	% 1,400.0	% 100.0
15・1・1 財産貸付収入	770,000	770,772	385,386	0	385,386	100.1	50.0
19・6・8 雑 入	621,000	2,512,417	491,950	0	2,020,467	404.6	19.6
計	1,392,000	3,297,189	891,336	0	2,405,853	236.9	27.0

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
8・4・1 都市計画総務費	円 19,648,000	円 10,267,605	円 1,294,386	% 52.3	% 6.6
8・4・5 区画整理費	5,089,000	348,731	340,858	6.9	6.7
8・4・6 住居表示整備費	387,000	304,992	88,992	78.8	23.0
8・5・2 再開発費	20,643,000	1,755,014	1,722,044	8.5	8.3
計	45,767,000	12,676,342	3,446,280	27.7	7.5

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていた。

◎ 公園緑地課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名	管理グループ 6名	○公園及び緑地の維持管理に関する事務
	専任課長 1名	○街路樹の維持管理に関する事務
	課長補佐 1名	○屋外広告物に関する事務
	主 査 2名	○ツインアーチ 138 の維持管理に関する事務
	技 師 2名	○公園緑地事業の計画及び設計に関する事務
	整備グループ 8名	○大規模公園の連絡調整に関する事務
	専任課長 1名	○主管及び受託工事の施行に関する事務
	課長補佐 1名	○緑化の企画及び推進に関する事務
	主 査 1名	○緑化思想の普及に関する事務
	主 任 2名	○緑化団体の育成、指導に関する事務
	技 師 3名	
	緑化グループ 3名	
	専任課長 1名	
	課長補佐 1名	
主 査 1名		
計 18名		

2 予算執行状況

歳 入

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入 未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・1・5 土木使用料	円 2,990,000	円 2,495,373	円 2,484,782	円 0	円 10,591	% 83.5	% 99.6
12・2・6 土木手数料	4,600,000	4,300,000	3,344,000	0	956,000	93.5	77.8
13・2・4 土木費 国庫補助金	173,000,000	0	0	0	0	0.0	—
14・2・6 土木費 県補助金	35,000,000	461,000	0	0	461,000	1.3	0.0
19・6・8 雑入	0	240	240	0	0	—	100.0
計	215,590,000	7,256,613	5,829,022	0	1,427,591	3.4	80.3

歳 入（繰越明許費）

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入 未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
13・2・4 土木費 国庫補助金	円 17,100,000	円 17,100,000	円 17,100,000	円 0	円 0	% 100.0	% 100.0

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
8・4・1 都市計画総務費	円 1,879,000	円 891,696	円 610,896	% 47.5	% 32.5
8・4・3 公園維持費	728,192,000	646,881,490	359,308,123	88.8	49.3
8・4・4 公園新設改良費	425,095,000	98,890,254	14,666,281	23.3	3.5
8・4・7 緑化推進費	30,605,000	20,528,328	19,977,328	67.1	65.3
計	1,185,771,000	767,191,768	394,562,628	64.7	33.3

歳 出（繰越明許費）

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
8・4・4 公園新設改良費	円 65,756,560	円 65,749,640	円 65,749,640	% 100.0	% 100.0

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

- (1) 大野極楽寺公園、光明寺公園及び木曾川沿川緑地の管理運営に関する協定において、指定管理者募集要項に市へ納付する還元金の算出根拠について年度協定書で定めることが記載されていたが、年度協定書で定められていなかった。また、同協定及びツインアーチ 138 の管理運営に関する協定において、暴力団等排除に係る解除、妨害又は不当要求に対する届出義務に関する条項が基本協定書で定められていなかった。必要事項は漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。

(2) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 東公園高木剪定業務契約始め 35 契約において、一宮市契約規則第 55 条のただし書に該当しないにもかかわらず、1 者からの見積書による随意契約が行われていた。2 人以上の者から見積書を徴収し、公正な契約事務に努められたい。

イ 設計単価特別調査委託業務契約において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号で定める随意契約によることができる場合に該当していないにもかかわらず、随意契約が行われていた。随意契約によることができる場合に該当しない契約は、競争入札により契約締結されたい。

ウ 違反簡易広告物除却業務契約において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約が行われていたが、随意契約とする理由や適用条項、予定価格が見積書の提出依頼に係る決裁に記載されていなかった。少額随意契約とすることができるか否かは、予定価格から判断する必要があるので、決裁で予定価格を明らかにするとともに、必要事項は漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。

エ 堀田公園ほか 7 公園等雨水貯留施設保守点検業務委託契約において、契約書に添付されている一宮市施設等維持管理業務委託契約約款と契約書、業務委託仕様書とで記載内容に整合性が取れていなかった。必要な業務が確実に履行されるよう記載内容を整理するとともに、契約書等の作成にあたっては内容確認を徹底されたい。

オ 富田山公園除草清掃等管理業務委託契約始め 2 契約において、準用している愛知県建設部の土木工事標準仕様書に定められている提出物が提出されていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、内容確認を徹底されたい。

(3) 工事に関する事務において、準用している愛知県建設部の土木工事標準仕様書に定められている工事完了検査日の通知について、全て口頭では行われていたとのことであるが、書面等で行われていなかった。仕様書に従い的確な事務処理をされたい。

◎ 公共建築課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名	建築グループ 1 1名	○ 市有建築物の計画及び設計に関する事務
	専任課長 1名	○ 市有建築物の工事に関する事務
	課長補佐 2名	○ 市有建築物の設備の計画及び設計に関する事務
	主 査 2名	○ 市有建築物の設備の工事に関する事務
	主 任 2名	○ 公共建築物の耐震に関する事務
	技 師 4名	
	設備グループ 9名	
	専任課長 1名	
	課長補佐 4名	
	主 査 3名	
技 師 1名		
計 2 1名		

2 予算執行状況

歳 入

区 分 科 目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収 入 未済額	予 算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
19・6・8 雑 入	円 0	円 200	円 200	円 0	円 0	% -	% 100.0

歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予 算 執 行 率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
8・6・1 建 築 総 務 費	円 1,566,000	円 464,360	円 411,746	% 29.7	% 26.3

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 工事に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 特記仕様書等で提出が定められている書類の一部が提出されていない工事があった。必要な書類は漏れなく提出するよう請負業者を指導するとともに、提出物の受領時には、内容確認を徹底されたい。

イ 施工体制台帳では下請負業者の主任技術者と現場代理人とで別の人物が定められていたが、工事下請負内訳書の主任技術者・現場代理人の欄に片方の氏名しか記載されていない工事があった。また、下請負業者の主任技術者、現場代理人の氏名が工事下請負内訳書ほか各種書類で一致していない工事があった。正しい書類を提出させるよう請負業者を指導するとともに、提出物の受領時には、内容確認を徹底されたい。

ウ 電子媒体で提出された工事写真帳の撮影日時を確認したところ、材料検収写真の一部が施工終了後に撮影された工事があった。実際に使用された材料を撮影したものではなく、後日別の工事で使用された同材料を撮影したものであるということなので、本工事において適切な材料が使用されたか確認を行うとともに、提出物の受領時には、内容確認を徹底されたい。

エ 工事下請負届に添付されている一般建設業許可の許可期間が予定工期に満たない工事があった。許可期間が予定工期を満たすよう、請負業者に書類の追加提出を求められたい。

オ 廃棄物処理計画書に添付されている産業廃棄物収集運搬許可証とマニフェスト管理台帳を突合したところ、許可証に記載されている許可期間外に運搬実績のある工事があった。運搬実績のある日付時点での産業廃棄物収集運搬許可が証明できるよう、請負業者に書類の追加提出を求められたい。

◎ 住宅政策課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 （ 兼 ） 1 名	住宅政策グループ 7名	○空き家等対策に関する事務 ○民間建築物の耐震に関する事務
	専任課長 1名	○市営住宅に関する事務
	課長補佐 1名	○住宅の相談に関する事務
	主任 2名	○愛知県住宅供給公社が行う市営住宅の管理に関する事務
	主事 1名	
	技師 1名	○住宅確保要配慮者に対する住宅の供給に関する事務
	嘱託 1名	
	市営住宅グループ 8名	○マンション関連法令に関する事務
	専任課長 1名	
	課長補佐 3名	
主査 1名		
工務長 1名		
班長 2名		
計 16名（次長1名を含む）		

（注）課長は、まちづくり部次長が事務取扱い。

2 予算執行状況

歳 入

区分 科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
12・1・5 土木使用料	円 427,387,000	円 455,819,339	円 226,686,754	円 0	円 229,132,585	% 106.7	% 49.7
12・2・6 土木手数料	1,000	1,800	1,800	0	0	180.0	100.0
13・2・4 土木費 国庫補助金	125,594,000	0	0	0	0	0.0	—
14・2・6 土木費 県補助金	11,030,000	0	0	0	0	0.0	—
15・1・1 財産貸付収入	522,000	304,500	304,500	0	0	58.3	100.0
19・6・2 弁償金	0	929,880	181,700	0	748,180	—	19.5
19・6・8 雑入	25,000	12,970	12,970	0	0	51.9	100.0
計	564,559,000	457,068,489	227,187,724	0	229,880,765	81.0	49.7

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
8・6・1 建築総務費	円 45,000	円 11,879	円 11,879	% 26.4	% 26.4
8・6・2 建築指導費	75,085,000	51,200,800	29,713,700	68.2	39.6
8・7・1 住宅管理費	437,132,000	354,344,986	235,253,450	81.1	53.8
計	512,262,000	405,557,665	264,979,029	79.2	51.7

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 市営住宅収納等業務委託契約において、見積依頼時に作成した仕様書を契約書に添付しておらず、見積依頼時の条件が契約書で担保されていない状態となっていた。見積依頼時の条件が確実に履行されるよう契約書に漏れなく記載するか、仕様書を契約書類に添付し、適切な内容で契約を締結されたい。

イ 八幡倉庫消火器点検業務契約始め3契約において、仕様書で契約の相手方に資格等の条件を定めていたが、その資格者証の写しの提出が義務付けられておらず、確認も行われていなかった。業務を実施するにあたり前提となる資格等については、資格者証等の写しの提出を義務付けるなどし、確認を徹底されたい。

ウ 住宅明渡し及び動産差押えの強制執行業務委託契約始め3契約において、契約書に秘密の保持に関する条項が記載されていなかった。契約の相手方が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう契約書において必要な規定を整備されたい。

(2) 島村住宅1号棟外壁改修工事において、提出された工事写真帳に測点が記載されていなかったため、着工前、完了後の対比ができないものがあった。施工状況等の確認ができる工事写真を提出させるよう請負業者を指導するとともに、提出物の受領時には、内容確認を徹底されたい。

建設部の定期監査及び行政監査結果報告

1 監査対象

建設部（治水課）の財務事務及び行政事務の状況

（監査対象の期間は、平成29年4月1日から平成29年10月31日まで）

2 監査場所

監査事務局及び治水課

3 実施年月日

平成29年12月25日から平成30年2月23日まで

4 監査方法

（1）書類の審査

（2）資料に基づく説明の聴取

5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成29年4月1日から平成29年10月31日までの間における財務事務及び行政事務の状況並びに備品の維持管理について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、建設部長、次長及び治水課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、備品の管理についてもおおむね良好になされていた。一部で見受けられた留意事項については、後述のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

組織及び事務分掌は、平成29年10月31日現在のものを掲載した。

予算執行状況の表からは、給料・職員手当等・共済費は除外した。

2 予算執行状況

歳 入

区分 科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
13・2・4 土木費 国庫補助金	円 188,987,000	円 7,987,800	円 0	円 0	円 7,987,800	% 4.2	% 0.0
14・2・6 土木費 県補助金	185,094,000	110,835,900	0	0	110,835,900	59.9	0.0
19・6・8 雑入	0	565,600	71,600	0	494,000	—	12.7
計	374,081,000	119,389,300	71,600	0	119,317,700	31.9	0.1

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
8・3・2 水路新設改良費	円 1,830,266,000	円 1,083,424,547	円 502,965,424	% 59.2	% 27.5

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 工事に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 西宮重中光堂地内フェンス設置工事始め3工事において、施工計画書に添付することとされている産業廃棄物処分業許可証等の写しの有効期限が工期の開始日以前に満了していたにもかかわらず、更新後の許可証を提出させていないものがあった。更新後の許可証を提出するよう請負業者を指導するとともに、内容確認を徹底されたい。

イ 南小淵小森地内フェンス設置工事において、請負業者に工事下請負内訳書を提出させているが、その後下請負業者に変更があったにもかかわらず、

変更後の工事下請負内訳書を提出させていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、内容確認を徹底されたい。

ウ 全ての工事において、準用している愛知県建設部の土木工事標準仕様書に定められている工事完了検査日の通知について、口頭では行われていたとのことであるが、書面等で行われていなかった。仕様書に従いたる確な事務処理をされたい。